

## 第 47 回霧ヶ峰自然環境保全協議会議事録（確定稿）

### 1 日 時

令和 8 年 2 月 27 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時

### 2 場 所

諏訪合同庁舎 5 階 講堂

### 3 出 席 者

26 団体（35 名）

### 4 会 議 内 容

#### 開会

##### 【事務局：山本事務局長】

ただいまより第 47 回霧ヶ峰自然環境保全協議会を開催します。私は本日の進行を務めさせていただきます。本協議会の事務局長の諏訪地域振興局環境課長山本でございます。よろしくお願いたします。

それではまず土田座長よりご挨拶申し上げます。

##### 【土田座長】

本日は年度末のお忙しいところご参集いただきありがとうございます。当協議会においては霧ヶ峰自然保全再生実施計画などにに基づき、今年度も外来種の駆除及び草原再生の作業を進めてまいりました。昨年度に引き続き作業ボランティアを募集し、多くの皆様のご協力をいただきながら、無事作業を終えることができました。この場をお借りして御礼申し上げます。

本日の協議会では、規約の一部改正と役員改選について協議させていただきます。また、その他 2 つの報告事項がございます。

皆様から忌憚のないご意見をいただき、霧ヶ峰の保全と再生についてより良い方向へ進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

##### 【事務局：山本事務局長】

それでは規約第 9 条に基づきまして、土田座長に議長をお願いいたします。

##### 【土田座長】

それでは 2 協議事項に入ります。（1）第 1 号議案 霧ヶ峰環境保全協議会規約の一部改正についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

##### 【事務局】

資料 1 をご覧ください。霧ヶ峰自然環境保全協議会規約の一部改正についてです。

本規約第 8 条第 1 項で、役員の任期は 2 年としているところですが、役員を決定する総会の開催日までの期間が 2 年を超えると役員の任期に空白期間が生じることから、それを解消するために所要の改正を行うものです。

資料 1 の規約第 8 条第 2 項下線部の「補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。」を、第 3 項下線部の「役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任して

も、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。」を追加するものです。

**【土田座長】**

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見等なし)

特にご意見等ございませんので、協議事項の第1号議案についてお諮りします。

霧ヶ峰自然環境保全協議会の規約の一部改正について、事務局の説明のとおりとしてよいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。続きまして、第2号議案「役員改選について」事務局から説明をお願いします。

**【事務局：山本事務局長】**

資料2をご覧ください。役員改選についてです。本議案につきまして土田座長より一言ございますので、お願いします。

**【土田座長】**

私の件でございますが、みらい協議会の発足は平成19年(2007年)でございますが、それ以来19年間ずっと座長をやらせていただきました。しかし、もう高齢であり、また体調も悪いので、今期をもちまして座長を退任いたします。

今まで大変お世話になりありがとうございました。どうかよろしくをお願いいたします。

**【事務局：山本事務局長】**

土田座長から座長を退任したい旨の申し出がありましたので、後任の座長を選任します。進行は事務局で務めさせていただきます。規約第6条により、座長は委員の互選とするとされています。なお、規約第8条により、役員の任期は2年とされておりますので、任期は資料2の任期欄に記載のとおりとなります。

それでは、後任の座長につきまして、推薦等ありますでしょうか。

**【小和田牧野 藤森氏】**

今回、土田座長が退任されるとのことでございます。協議会の設立当初から携わっておられたところですが、大変残念でございます。ただ、近年はご高齢のところご無理をさせていただいたところもあるかと思えます。また、ご健康のご不安もあるとのことで、やむを得ないところもあるかと思えます。

後任の座長には、土田座長と同じく、学識経験者の大窪先生にお願いできればと思います。こういった協議会の議事の進行にも慣れていらっしゃるかと思えますのでいかがでしょうか。

**【事務局：山本事務局長】**

ありがとうございます。他にご推薦等ございますでしょうか。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

土田座長、長年ご苦労様でした。誰が良いという目安はありませんが、ある面では外部からそれなりの人を連れてきて今までと違う視点で見るというのも大事だと思います。ただ適任者が思い浮かばないです。

【事務局：山本事務局長】

ありがとうございます。協議会の座長につきましては、委員からの互選ということになっておりますので、ご意見としては頂戴いたします。おそらくマンネリ化している、というようなお話であるかと思いますが、今回は規定上、委員の互選とさせていただいております。今回は任期2年ということでございますので、次回改選時にはそのような点も考慮しながら考えていく必要はあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局：山本事務局長】

他にご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、小和田牧野 藤森様からの推薦をいただいたところですが、大窪様、お引き受けいただけますでしょうか。

【信州大学 大窪氏】

信州大学農学部の大窪です。ただいま推薦をいただきまして、私にはなほだ微力でございますが、この協議会を通じまして座長として尽力してまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

【事務局：山本事務局長】

それでは、座長に大窪様を選任したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議等ございませんので、大窪様が座長に選任されました。どうぞよろしく申し上げます。

なお、副座長につきましては、規約第6条により副座長は座長が指名することとしておりますので、後日、大窪座長が指名した上で、皆様にお知らせします。

【土田座長】

ありがとうございました。ただいま第1号議案、第2号議案について議決されましたので、資料の「案」の字を削除願います。また、資料2の座長の指名欄に「大窪 久美子」様をお書きください。それでは、後任の大窪様より一言お願いいたします。

【信州大学 大窪氏】

ただいま座長の任命を受けまして、改めましてこの協議会には発足時から委員として関わらせていただき、専門的な研究の場としても霧ヶ峰で仕事をしてきましたが、来年度からは座長

に就任する機会を得ましたので、協議会を通じてますますの霧ヶ峰の保全と利用について寄与できればと思っております。

また、事務局の皆様にはご協力いただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

【土田座長】

ありがとうございました。続きまして、3 報告事項に入ります。

まず、報告事項（1）八島湿原におけるニホンジカの侵入状況について、けもの調査室 代表 瀧井様から説明をお願いします。

【けもの調査室 瀧井氏】

資料3により説明

【土田座長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

最後の部分で柵をどうするかについておっしゃっていたのですが、もう少し細かく説明して欲しいです。

【けもの調査室 瀧井氏】

柵はずっと設置していて、やはり鷲ヶ峰ヒュッテの東側の低木林のあたりで、毎年シカがたくさん出産しに来るため出産の場所になっていると思います。そして、大体あの辺からシカが入ってくると思います。柵のラインもどうするか具体的な案はありませんが、木を切るのは難しいかもしれません。ですが低木林があることで、シカを滞在させやすくなっているということはあると思うので、今後はそのような点も考えていきたいです。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

柵はこれからはずっとしっかり作る必要はありますか。

【けもの調査室 瀧井氏】

それは、最初の個体レベルでの結果で示したように、柵を取れば確実に中に入ってくることは目に見えていて、シカも満遍なく柵の中（湿原内）を使いますので、柵がないと10年前の状況に戻ってしまうのではないかと思います。それは柵の外のシカがそれほど低密度になっていないからです。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

しかし、その柵による弊害も認めますよね。

【けもの調査室 瀧井氏】

弊害については、やはり歩いていると柵の中の樹林化が進んでいて、これは鹿の採食圧が減れば樹林化が進むという現象が起きているので、その点ではシカがいるおかげで草原が維持されている部分もあるとは思いますが。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

私は以前から柵は撤去した方が良いと言っていますが、問題は、守るべき絶滅危惧種、例えば霧ヶ峰ヒオウギアヤメがあると聞きました。話がずれてしまいますが、誰が絶滅危惧種に指定しているか教えてください。

【信州大学 大窪氏】

国（環境省）が指定しているものと、長野県で指定しているものがあります。また、市町村で指定されているものもありますが、それは行政の委員会というものが発足し、そこで審議されて決定されるというものが主だと思います。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

では、霧ヶ峰ヒオウギアヤメはどこが指定したのですか。

【信州大学 大窪氏】

長野県の委員会と国（環境省）が担当して指定しております。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

それを申請したのは誰ですか。

【信州大学 大窪氏】

申請ではなく、行政が指定しており、担当としては自然保護課さんです。

【自然保護課 更級氏】

すみません、私は専門ではないため一般的な話で恐縮ですが、先ほどお話しにあった専門委員会というのがあり、そこに色々な幅広い生き物の情報を集めた上で、行政も含め、先生たちが絶滅危惧に指定するかの判断をしていくことになります。そのため、特定の種だけを申請したい、というやり方ではないと思います。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

以前、ハクビシンが長野県の天然記念物に指定されたことがありましたが、その時、多分、一人の研究者が申請したと思います。そのため、非常に申し訳ないですがうさんくささを感じます。ですが、このへんにしておきます。

【土田座長】

瀧井様、今回の発表内容は報告書としてでますか。本日のご説明をもっと皆さんに知っていただく機会があればと思い申し上げましたが。

【けもの調査室 瀧井氏】

柵の設置からもかなり年数が経っており、なかなかこのような長期的スパンで植生防鹿柵の効果を示した事例はほとんどないので、報告や論文等、データでもまとめたいと考えています。

**【土田座長】**

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。

ございませんので、続きまして、報告事項（２）生物多様性保全パートナーシップ協定の締結について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

資料４により説明

**【土田座長】**

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。

（意見等なし）

続きまして、報告事項（３）その他になりますが、何かご報告がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（報告なし）

特にご報告等ございませんので、報告事項については以上とさせていただきます。

次に、４その他に移ります。（１）八島湿原園地周辺の外来植物等の駆除、伐採木の搬出について、下諏訪町産業振興課から説明をお願いします。

**【下諏訪町産業振興課 藤森氏】**

資料５により説明

**【土田座長】**

ありがとうございました。次に、（２）霧ヶ峰エコツーリズム構築部会活動報告を、KiNOA 合同会社様からお願いします。

**【KiNOA 合同会社 山川氏】**

資料６により説明

**【土田座長】**

ありがとうございました。次に、（３）自然保護体験モニターツアー実施報告について諏訪地域振興局環境課から説明をお願いします。

**【諏訪地域振興局環境課】**

資料７により説明

**【土田座長】**

ありがとうございました。次に、（４）令和７年度事業報告（予定）、令和８年度事業計画（案）（予定）について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

参考資料２-１～２-２、３-１～３-３により説明

**【土田座長】**

ありがとうございました。それではただいま報告がありました、その他の（１）～（４）についてご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

（質問なし）

その他、連絡事項等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

**【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】**

諏訪地域振興局環境課の課長さんにお聞きしたいのですが、国定公園内にあるカラマツが70年以上経っていて伐採期が来ているものが多いと思いますが、それらを切るのに国定公園内の規制はありますか。

**【諏訪地域振興局環境課 山本課長】**

国定公園内でそのような行為を行う場合は、自然公園法上、行為の許可が必要となります。木を切る行為については、自然公園内は特別地域など区域が分かれており、特別地域にあつては、全て禁止されているということではございませんので、環境課に切りたい場所と具体的な方法をご相談いただき、許可を申請していただければと思います。

環境課の関係は以上ですが、林務課さん何か補足ありますかでしょうか。

**【諏訪地域振興局林務課 山崎氏】**

伐採については、地域森林計画というものがあつて、その中にある立木を伐採する場合は、保安林ではない普通林であれば、市町村に伐採届を提出していただく必要がありますし、保安林であれば県の許可が必要になりますので県に申請し伐採許可を取っていただければと思います。

**【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】**

例えば林道は既にありますが、ほとんど自然に近い状態に戻っている場合、再度林道を整備することは可能ですか。国定公園内ということですが。

**【諏訪地域振興局林務課 山崎氏】**

もしそこが保安林の場合、それは土を動かしたりする行為になりますので、県に作業許可申請をしていただく必要があります。

道路敷の場合は、木を切ることなく道路を直すならば、現状で木がなければ伐採の手続きは不要です。もし木を切るなら先ほど説明した伐採手続きが必要ですし、道路を直すならもしそこが保安林の場合、作業許可の手続きをしていただく必要があります。

【霧ヶ峰を愛する会 飯田氏】

ありがとうございました。

【土田座長】

ありがとうございました。他に何かございますか。

ございませんので、以上とさせていただきます。次回開催予定について、事務局からお願いいたします。

【事務局：山本事務局長】

今回は6月11日（木）に開催を予定しております。場所は本日と同じく諏訪合同庁舎になります。また、「霧ヶ峰草原再生協議会」の第14回通常総会も同日に開催したいと考えておりますので、予めご承知おきください。日程が近づきましたら、改めて皆様にご連絡させていただきます。

【土田座長】

ただいま事務局より、今回は6月11日（木）に諏訪合同庁舎にて開催したいとの提案がありました。また、草原再生協議会通常総会を同日に開催することですので、会員の皆様はご出席をお願いいたします。

以上で、本日の全ての議題・報告は終了とさせていただきます。スムーズな会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

【事務局：山本事務局長】

ありがとうございました。それでは、最後に一言、土田座長からお願いします。

【土田座長】

今回の座長退任の件でございますが、私は霧ヶ峰に関して約50年関わってまいりました。最初は霧ヶ峰の外来植物の研究でした。当時、ビーナスラインが開通し観光化が進んできた一方、自然の変化として外来植物の繁殖や踏み荒らしによる草原の裸地化などで、霧ヶ峰のそれまでの草原生態系が変わってきておりました。また、樹木繁殖による森林化も目立つようになりました。

草原景観が失われるようになってきていましたが、私の専門の植物生態学から当初、これらに関する調査研究を続けてまいりました。その後、長野県により2007年霧ヶ峰自然環境保全協議会が、美ヶ原のそれと前後して発足し、最初に座長としてご推薦をいただきまして、今に至ります。この間、協議会の皆様におきましては、それぞれ活動をいただいただき、また全体として色々な事業にご尽力をいただき感謝いたします。また、諏訪地域振興局環境課の事務局様には協議会のエンジンとして大変お世話になりました。おかげさまで霧ヶ峰では徐々に本来の姿を取り戻しつつあります。

また一方では、まだ色々な課題もあります。最初に作られた基本計画と霧ヶ峰自然保全再生実施計画にのっとり、今後の皆様のご協力ご支援をさらにお願いたく存じます。

最後に霧ヶ峰は、諏訪地方の皆様の心のよりどころと存じます。どうか皆さんの手でより良い霧ヶ峰を育てていただけるよう期待しております。座長としては、ふつつかではございませ

たが、また新しい座長さんを迎えて協議会のさらなる発展と、皆様のご健勝をお祈りいたします。どうも長年お世話になりました。ありがとうございました。

**【事務局：山本事務局長】**

土田座長には当協議会の設立当初から座長を務め、多大なる貢献をいただきました。今一度、感謝の意を込めまして、土田座長に拍手をお願いします。

長時間にわたるご討議お疲れ様でした。以上をもちまして、第47回霧ヶ峰自然環境保全協議会を終了します。ありがとうございました。

**閉会**